

農業者の方へ

地域計画説明会 を開催します

地域計画（令和7年3月末までに策定）

地域農業のおおむね10年後の将来のあり方（農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか）を農業者や地域の皆さんと話し合い、将来の農地の利用にむけた「計画と目標地図」を作るものです。



10年後



説明会日程

日付	曜日	説明会開催時間	場所
6月21日	金	午前10時30分～午前11時30分	泉公民館 2階研修室
		午後1時30分～午後2時30分	小名浜公民館 3階小講堂
6月24日	月	午前10時30分～午前11時30分	久之浜公民館 研修室
		午後1時30分～午後2時30分	大浦公民館 会議室
6月25日	火	午前10時30分～午前11時30分	上遠野公民館 講堂
		午後1時30分～午後2時30分	常磐公民館 第1会議室
6月26日	水	午前10時30分～午前11時30分	植田公民館 講堂
		午後1時30分～午後2時30分	田人公民館 研修室
6月27日	木	午前10時30分～午前11時30分	川前活性化センター 会議室
		午後1時30分～午後2時30分	小川活性化センター 会議室
6月28日	金	午前10時30分～午前11時30分	中央公民館 大講義室
		午後1時30分～午後2時30分	内郷公民館 研修室

地域計画のメリット

- ・農地の利用状況を把握できる
- ・農地の集約・集積の指針になる
- ・補助や支援を利用しやすくなる

<例>

- 農地中間管理機構関連事業（基盤整備事業）
- 地域集積協力金交付事業（機構集積協力金）
- 農地利用効率化支援交付金（機械補助）
- スーパーL資金・農業近代化資金
金利負担軽減措置

Q&A

Q: 地域計画の区域は全区域ですか。

A: 原則、市街化区域を除いた区域内にある全ての農地が対象となります。

Q: 地域計画を令和7年3月末までに策定できなかった場合どうなりますか。

A: 直接的なペナルティは国から示されていませんが、例えば、農業機械の購入に係る国の補助事業やその他補助制度を活用しようとする場合、計画を策定し、担い手として登録されていることが採択要件の一つとなっています。